

平成30年 第15回教育委員会会議

1 日 時

平成30年12月20日（木）

開会 10時00分

閉会 11時04分

2 場 所

教育委員会室

3 出席者

田中新太郎教育長、金田清委員、横山真紀委員、眞鍋知子委員、西川恒明委員
新家久司委員

4 説明のため出席した職員

新屋長二郎教育参事、藤村一志教育次長、升屋和夫教育次長、堀田葉子教育次長、
近岡守教育次長兼保健体育課長、岡崎裕介庶務課長、杉中達夫教職員課長、
塩田憲司学校指導課長、篠原恵美子生涯学習課長、田村彰英文化財課長

5 議案件名及び採決の結果

議案第38号 いしかわ歴史遺産の認定について（原案可決）

議案第39号 石川県における運動部活動の在り方に関する方針（案）について
（原案可決）

議案第40号 文化財の県指定に係る石川県文化財保護審議会への諮問について
（原案可決）

6 報告案件

報告第1号 「能登のアマメハギ」を含む「来訪神：仮面・仮装の神々」のユネスコ
無形文化遺産への登録について

報告第2号 国史跡等の追加指定について

7 審議の概要

・開会宣告

田中教育長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第40号は、審議会への諮問予定案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを、全会一致で決定。

・質疑要旨

以下のとおり。

議案第 38 号 いしかわ歴史遺産の認定について（田村文化財課長説明）

議案第 38 号「いしかわ歴史遺産の認定について」ご説明いたします。資料の 1 ページをお開き願います。

「1 提案理由」は、平成 27 年度に創設しました「いしかわ歴史遺産」の認定を行うためであります。

「2 根拠法令」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条でございます。

「3 内容」につきましては、次の 2 ページをお開き願います。まず「1 概要」でございますが、「いしかわ歴史遺産」は、全国に本県の魅力を発信し、観光誘客や地域活性化を図ることを目的としたもので、各地域で世代を超えて受け継がれている歴史、伝承、風習や有形・無形の文化財をそれぞれ関連付け、その魅力を分かりやすく説明したストーリーを認定するものでございます。これまで、平成 27 年度に 5 件、平成 28 年度に 3 件、平成 29 年度に 3 件、計 11 件を認定しております。9 ページの方には、これまでの 11 件の認定のストーリーの一覧を参考に添付しております。

2 ページの方に戻っていただきまして、認定の経緯については、記載のとおりであります。今年度は 4 市町から 4 件のストーリーの申請がございまして、先月 11 月 27 日の審査委員会で、今回のお諮りします 2 件の候補を選定したところでございます。

認定の候補に選ばれた 2 件についてご説明いたします。それぞれのストーリーの概要は次の 3 ページをお開き願います。一つ目は、加賀市の「大聖寺十万石城下町～江戸時代の町絵図で歩ける町～」でございます。概要ですが、白山信仰の中心地の一つであった「大聖寺」を名前の由来に持つ大聖寺は、戦国時代には大聖寺城が築かれ、江戸時代には大聖寺藩の城下町として、庭園や長流亭を備える藩邸を中心に武家屋敷や町屋、寺院などが建ち並んでいました。明治維新で大聖寺藩が消滅した後も、多くの歴史的建造物が残され、町割りもほぼ江戸時代のまま残っているということで、江戸時代の町絵図で街歩きを楽しむことができるということでございます。また、能楽等の芸能や嗜み、伝統的な猟法「坂網猟」など大聖寺藩時代に生まれた伝統的な文化が現在にも息づいているというストーリーでございます。

写真の方ですが、左上の方は藩主の休憩所として建てられました国の重要文化財に指定されております江沼神社長流亭でございます。右の方は藩邸内に池泉廻遊式の庭園として造られました旧大聖寺藩の藩邸の庭園でございます。左下の方は、大聖寺藩の前田家の菩提寺である実性院の御霊屋でございます。右下の方ですが、江戸後期の精密な大聖寺城下町全体地図であります大聖寺町絵図でございます。

4 ページは、このストーリーに登場する主な構成文化財の一覧でございますが、詳細な説明は省略させていただきたいと思っております。

なお、次の 5 ページですけれど、絵図の中のちょっと拡大図を参考に記載しております。上段の方は実性院や山ノ下寺院群が記載されております。下の図は大聖寺跡や長流亭周辺の絵図でございまして、今もなおこれらの道が現在も残っていることを示しております。

続きまして、6 ページをお開き願います。二つ目は、津幡町の「いにしへの記憶をたどる道～俱利伽羅峠～」でございます。俱利伽羅峠は、石川県と富山県境、今の加賀と越中の境に位置してございまして、峠に至る道には蝸牛坂や一騎打ちと呼ばれる急峻な所も多く難所とされておりました。旅人は「手向けの神」に祈りを捧げ、頂上の泉などで

疲れを癒しながらこの道を越えてまいりました。また峠は軍事的にも重要であったため、ここを舞台とした戦いが幾度となく繰り広げられており、城や陣跡が点在しております。俱利伽羅峠を歩くことによりまして、いにしへの旅人と同じ目線でその歴史や、加越能の眺望を体感できるというストーリーでございます。

写真の方ですが、左上は、俱利伽羅峠の西約 2km の長さで県史跡に指定されている北国街道の俱利伽羅峠道でございます。右上の方ですが、佐々成政と前田利家が覇権を争い、攻防戦が繰り広げられたとされる龍ヶ峰城跡でございます。左下の方は、養老 2 年（718 年）に開山したと伝えられております長楽寺跡、現在の俱利伽羅不動寺でございます。右下の方ですが、加賀藩三代藩主の前田利常により建立されました手向神社の石堂神殿でございます。

7 ページには、この構成文化財一覧を付けておりますが、こちらの方も説明を省略させていただきたいと思っております。

次の 8 ページは、位置図でございます。この赤い点線の部分がいわゆる北国街道でございます。①の実線のところが、今現在県の史跡に指定されております俱利伽羅峠の道でございます。

2 ページの方に戻っていただきまして、「4 認定日」でございますけれども、年明けに認定書の交付を予定しております。この日を交付日としたいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【質疑】

（眞鍋委員）

最初の大聖寺の方ですけれども、このストーリータイトルに「町」という漢字が三つ入っていますよね。「城下町」と「町絵図」と「歩ける町」、これはわざとというのか、これで良いということになっているのでしょうか。と言いますのも、最後の「歩ける町」の「町」をこの漢字にする必要があるのかなとちょっと思いまして、それで平仮名の「まち」か、あとこの中の文章でも「街歩きを楽しむことができる」では「街」という字を使っていますし、過去の認定ストーリーのものを見ても「歌舞伎のまち」は、平仮名ですし、金沢市は「きらめきに包まれるまち」も平仮名ですし、何となくこの一町目の「町」という字は限定的に地域の区画というのですかね。その範囲を表す字だと思えるのですけれども、わざとこの「町」を使ったタイトルにしているのかどうかというのがちょっと知りたい、それがちょっとコピーにどうなのかなと。

（田村文化財課長）

ちょっと深い意図はあるのですけれども、基本的にはこれは各市町の提案でストーリーやタイトルも出てきておりますので、かつては平仮名のもも確かにあるのですけれども、基本的にはまずその申請者の町のご意向があるということ、まずご理解いただきたいと思っております。

（田中教育長）

それは城下町という単語と町絵図というのは、この文化財で大聖寺町絵図というものがあるので、これとかけ離れた漢字は使いたくなかったのではないのですか。

町絵図という形で、その町絵図で歩ける町ですから。

(田村文化財課長)

そこは文化財の名称ですので、変えることはできないのです。

(田中教育長)

私はそんなふうに見ていたのですけれどね。「町絵図で歩ける町」と、ここで漢字を変えると。

(眞鍋委員)

何となく「まち」や「街」になると、人の関わりが出てくると思うのですよね。そういうものが感じられないなというふうな印象を受けてしまいましたということです。

まだ変えられるのか、これでどうしてもいきたいというのかどうか。

(田中教育長)

こだわりがあるかどうかは、では確認しておきます。多分「町絵図で歩ける町」で、ここで字が変わると、ちょっと違和感が出ると思うのです。

(田村文化財課長)

資料の 4 ページにこの構成文化財の一覧がありますけれど、13 番に市指定の文化財歴史資料ということで、町絵図の「町」は漢字で書かれていること、そしてまたその横にありますように、今回のストーリーは、昔の町割りが残っているということで、この町割りも通常文化財で言えば漢字で書いたりしますので、そういったところでこの「町」を使っているのかというふうに思っております。

(田中教育長)

その意図はもう一回確認させていただきます。

(眞鍋委員)

ちょっと字面とかコピー的にどうなのかなという、そういうことです。

(田中教育長)

倶利伽羅の方は、今度は「道」ということで、前に禅定道もありましたけれども、あれは修行で歩いた道という、これは本当に街道、昔の街道で、中世古代から貴重な地域をまたぐ街道で、さまざまな歴史が刻まれているというストーリーなものですから。そういう形で。

(横山委員)

こうやって、ストーリータイトルが、こんなに魅力的で何か面白さを感じるという歴史遺産だと思うのです。これを今後例えばどれぐらいまで、毎年幾つとかという何か目指す目標みたいなものがありますでしょうか。

(田中教育長)

一応この認定の事業を始めたときに、5年間で20件程度目指していきましょうということで、市町に積極的に19市町ありますから、1市町に一つというような思いもあって25件にしたのですけれど、単独で申請する場合もあれば、複数にまたがって歴史遺産が残っているものもありますので、複数で共同して申請する場合がありますので、今のところこれで11に二つ今足して13です。はっきり言います。20までは多分出てこないと思います。

来年5年目、5年計画の最終年度になるので、来年何件出てくるか、その中から何件が審査会で認められるかというところかなと今思っています。市町にはぜひと言っているのですけれど、実はストーリーを描ける数の文化財や遺産が実際になという町もありまして、そこはなかなかいい・悪いの話ではなくて、ねたがないということで。

(金田委員)

概要のところ観光誘客や地域活性化を図るといふ、これらは非常に大事なことだと思います。ただ、私は教育委員会である以上は、ぜひ地域の子供たちに、やはり誇りとするような形で、指導要領には出ていなくてもこういうものを織り込んでやはり授業を作っていく、あるいはせめて小中の間。高校でも当然なのですけれど、自分たちの学んだ所、地域の誇りを持たせて次の世代へ出ていけるようにしていただければなという思いです。

大聖寺を見て、大聖寺藩邸庭園と書いてあって、行ったことないなど、私自身がそう思っているわけですから、ぜひこういう大人を作らないように、学校の方でも協力していただければと思います。

(田中教育長)

そういう趣旨もありまして、ふるさと学習に使ってもらおうという話ですので。

(金田委員)

大事なことだと思います。

(田中教育長)

日本遺産の石川県版という話でもありましたし、今でいう文化財の活用の方ですよね。こういう形で認定して、これを生かして地域おこしや地域の活性化につなげていただくという話ですし、観光面でもまたまちの魅力の一つとしてプラスしてもらえばということで、それぞれの認定を受けた市町で、いろいろな活用の仕方を今されています。

(横山委員)

日本遺産の話が出たので、日本遺産を受けた所はその後どんな活動をしているかというのは、結構報告したり、その後どう育てていくかという部分が、思った以上に話があるので、ぜひこちらの方も、今後どうされていくか、認定した方と認定された側がコミュニケーションを取りながらその最終20件に持っていけるように、また頑張っていたらと思います。

(田中教育長)

採決を行う。

(各委員)

異議なし。

議案第 39 号 石川県における運動部活動の在り方に関する方針（案）について
（近岡守教育次長兼保健体育課長説明）

議案第 39 号「石川県における運動部活動の在り方に関する方針（案）」についてご説明いたします。方針（案）の説明の前に、口頭ではありますが、方針作成に至る経緯を簡単に説明させていただきます。ご存じのとおり今年 3 月に、スポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されたところではありますが、国は既に平成 25 年に、運動部活動の学校教育における位置付け・意義、事故防止、体罰根絶等、運動部活動の適切な指導・運営に関する内容の「運動部活動での指導のガイドライン」を策定しております。

今年 3 月に策定されましたガイドラインでは、この平成 25 年のガイドラインを踏襲するとともに、働き方改革における教職員の多忙化改善の観点を反映して、平成 25 年当時は明確には示されていなかった適切な休養日や練習時間の設定等について記載されております。

また、国の 3 月のガイドラインでは、都道府県が、運動部の活動時間および休養日の設定など、適切な運動部活動の取り組みに関する「運動部活動の在り方に関する方針」を都道府県が策定すること、そして市町教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、県の方針を参考に「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定するよう求めています。

こうしたことから、本県では「石川県における運動部活動の在り方に関する方針」を新たに策定することとし、策定に当たりましては、平成 30 年 3 月の国のガイドラインを基本として、25 年のガイドラインも踏まえるとともに、活動時間、休養日の設定につきましては今年度から取り組みを進めております本県の「教職員多忙化改善に向けた取組方針」の内容を基に取りまとめたところでもあります。

なお、作成しました方針案につきましては、素案の段階で県中体連、高体連、高野連、高等学校長協会、市町教育委員会、県体育協会の他、総務課を通じまして私立学校にも事前に送付済みであり、特段の意見等がなかったことを申し添えておきます。

前置きが長くなりましたが、それでは資料に基づいて主な内容についてご説明いたします。

「1 提案理由について」では、今ほど説明したとおりであります。記載のとおりであります。

「2 根拠法令」についても、記載のとおりであります。内容については、別添資料を準備してありますので、それに基づいて説明させていただきます。別添の「議案第 35 号」と記載されました冊子をご覧ください。

表紙には記載のとおりを方針の対象が県立学校、市町教育委員会および学校法人等の学校の設置者であることから、下に記載されていますように「石川県・石川県教育委員会」としております。

1 枚おめくりください。目次ではありますが、初めに本方針策定の趣旨と、続いて具体的な内容として、「1 適切な運営のための体制整備」「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」「3 適切な休養日等の設定」「4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備」「5 学校単位で参加する大会等の見直し」の 5 項目があります。巻末に、平成 25 年 5 月に文科省が作成した「運動部活動での指導のガイドライン」を

付しております。

右側、1 ページであります。本方針策定の趣旨等につきましては、中段までは最初にご説明しましたこれまでの経緯等を記しております。それから、中段から少し下の「本方針は」というところからですが、ちょっと読ませさせていただきます。

「本方針は県内の中学校及び高等学校における運動部活動を対象とし、知・徳・体のバランスのとれた『生きる力』を育む、『日本型学校教育』の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること」。

二つ目、「生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと」。

三つ目「学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること」を目指すものであることを記載しております。

2 ページをご覧ください。「1 適切な運営のための体制整備」では、「(1) 運動部活動の方針の策定等」について、市町教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、国の策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」にのっとり、本方針を参考に「設置する学校の運動部活動の方針」を策定すること。校長は、学校の設置者の「方針」にのっとり「学校の活動方針」を策定し、運動部顧問は年間ならびに毎月の活動計画および活動実績を校長に提出することなどについて記載してあります。

「(2) 指導・運営に係る体制の構築」では、校長は、生徒や教師の数などを踏まえ、指導内容の充実などの観点から、適正な数の運動部を設置すること。学校の設置者は、各学校の実態を踏まえ、必要に応じて部活動指導員等の外部人材の増員に努めること。校長は、部活動顧問の決定に当たっては、適切な校務分掌となるよう留意することなどを記載しております。

3 ページをご覧ください。「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」では「(1) 適切な指導の実施」について、校長および運動部顧問は、文部科学省が平成 25 年に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」にのっとり、生徒の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底すること。運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から休養を適切に取ることが必要であることや、過度の練習がスポーツ障害等のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解することを記載しております。少し、飛びまして、下から 6 行目の終わりあたりですが、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うことなどを記載しております。

続いて、4 ページをご覧ください。「指導する際の留意点」として、5 項目を記載してあります。これは、平成 25 年のガイドラインの内容のうち、特に重要と思われる項目について特出しをして、さらに今年の猛暑を受けまして「熱中症の予防」を追加したものであります。項目は、事故防止・安全確保、熱中症の予防、体罰等の根絶、コミュニケーションの充実、科学的トレーニングの導入であります。

続いて、5 ページ上の「(2) 運動部活動用指導手引きの活用」については、運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用して指導を行うことについて記載してあります。その下「3 適切な休養日等の設定」では、「ア 休養日、活動時間の設定」については、本県の「教職員多忙化改善に向けた取組方針」の中で示されております、

その方針の中の部活動における取り組みの内容をそのまま記載しております。イ、ウについては省略させていただきます。

「4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備」では「(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置について」、アでは「校長は、生徒の運動・スポーツに関する多様なニーズに応じた運動部の設置について」記載をしてあります。

6 ページですが、イについては「学校の設置者は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取り組みを推進すること」などと記してあります。

その下「(2) 地域との連携」につきましては、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携を図るなど、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境の整備に努めることなどについて記載しております。

その下、5 であります、「5 学校単位で参加する大会等の見直し」では、アは、県中体連、県高体連等は、週末等に開催されるさまざまな大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会の適正化に努めること、イでは、校長は参加する大会数の適正化に努めることを記載しております。

最後に 7～19 ページには、平成 25 年の文科省の策定の「運動部活動での指導のガイドライン」を添付しております。

最後に、今後の手続きのスケジュールとしましては、「石川県における運動部活動の在り方に関する方針」を石川県との連名で策定することにつきましては、私立学校を所管する総務部経由で知事の決裁を受けた後の段階で決定となり、その後、市町教育委員会等の関係団体に通知したいと考えております。長くなりましたが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

(田中教育長)

今ほど説明がありましたように、今回のガイドライン、国が作ったものは、まさに多忙化の改善で、運動部の休養日の設定、そういったものを中心に作られました。指導の在り方については、科学的なトレーニングの導入とか、その辺については 25 年度に細かく作られております。それを踏襲して指導しなさいということも盛り込まれておりますので、末尾に 25 年度ガイドラインをそのままここに付けることによって、これは出来上がりという形の作りになさせていただきます。

なお、私どもの方では既に休養日の設定については、国のガイドラインを踏まえて、取り組み方針を定めまして、取り組みはじめておりますので、それはそのままうちで事前に作った休養日の設定方針等を盛り込んだ。そんな形で今回まとめてあります。

ただ、国のガイドラインでは今ほど次長が言いましたように、公立学校だけではなく、私立学校も一応これに準じてやるようにということになっておりますので、組織上、教育委員会は公立学校、私立学校については総務部が所管しておりますので、都道府県が作るということをしておりますので、都道府県が作ったものを参酌して県立学校には県教委も作らないといけないわけですけど、これは一緒に合同で作るといふか、連名で作ればよいということで、今回こういう形になりまして、今日ご審議を頂いて、ご承認も仮にいただければ知事決裁を受ける形で、連名で作ったことにしたいと思っておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

【質疑】

(眞鍋委員)

3 ページの 2 (1) イですけれど、「また」からはじまる最後の文章なのですが、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する」と、ここで女子というのが急に出てきますね。これはどういうことを指しているのか、特に女子ということを行う必要があるのかというふうにちょっと思います。

次の 5 ページなのですけれど、5 ページの 4 の「生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備」、(1) のところなのですけれど、ここでもちょっと女子についての言及があって、さっきのとはちょっと違うとは思いますが、ここは女子も男子も運動時間が長い子は長いし、短い子は短いという二極化ということなんでしょうか。特に女子が本当はもっと運動したいのにあまり運動の機会がないみたいなことを言っているのかなと思うのですが、具体的に性別によって何か特別な配慮が要るということをして女子だけ言うというのか、特に最初の 3 ページのところなどは、ちょっと違和感があるというか、性別に配慮すればよいとか、そういう表現では駄目だったのでしょうかという質問です。

(田中教育長)

国に聞かなければ、ここは国のガイドラインでこう書いてあるので、うちが独自にここを作ったところではありません。

(眞鍋委員)

国ですか。そうなのですか。

(田中教育長)

配慮事項として書いたのだと思うので、これはうちで独自で作った文章ではございません。

(眞鍋委員)

そうなのですね。では次の 5 ページのところも国ですか。

(田中教育長)

そうです。

(眞鍋委員)

ちょっと内容として、「女子の成長期における心と体の状態」というのは、男子と違ったどういう配慮が必要だという意図なのか教えていただいてよろしいでしょうか。

(近岡教育次長兼保健体育課長)

恐らく、正確に国に確認したことではないのですが、女子の成長期における生理現象と言いますか、月経等がありますので、そういったことも踏まえて指導者は理解をし、保健の知識を得た上で発達、スポーツの障害防止やけがの防止に配慮するということだと私は理解しています。体調に配慮するとか。

(田中教育長)

体調に配慮しなさいという、指導者がちゃんとそういうことも理解しておきなさいという話だと思います。

(近岡教育次長兼保健体育課長)

心の状態というのはちょっとまた別のこともかもしれませんけれど。

(眞鍋委員)

はい。では5ページに出てくるこの二極分化の状況とか女子のニーズに応えられていないというのも、国としてそういう認識が。

(近岡教育次長兼保健体育課長)

そうです。女子の方が二極化が男子よりも多いというデータはあります。

(眞鍋委員)

それは石川県内でもそういう状況なのですか。

(田中教育長)

一緒ですね。やる子とやらない子が非常に分かれているというね。全くやらない子と一生懸命やる子と。

(眞鍋委員)

分かりました。理解しました。石川県がこれを書いたと思ったので。

(田中教育長)

違います。ここは全く。

(近岡教育次長兼保健体育課長)

国のガイドラインに記載されています。

(田中教育長)

多分女性の場合は、今回はレクリエーション的な部があってもいいよということも新たに打ち出しているのです、二極化している女子で、やらない子には、まずレクリエーション的な軽いところからまず意識付していきましょうとか、スポーツライフを将来いくのに、そんなことを言っているのだと私は見ていました。

(眞鍋委員)

分かりました。石川県でこれが入っているのだったら、ちょっと踏み込み過ぎではないかと思いました。

(新家委員)

二つあるのですが、「科学的トレーニングの導入」、これは平成 25 年度の指導のガイドラインから出てきている。非常にいいことだろうなというふうに思っています。ただ、なかなか難しいなと思うので、これの 5 年間でどんなことを科学的トレーニングということでされたのかなというのを教えてほしい。二つ目が 6 ページの上の方のイのところ、学校の設置者は合同部活動の推進に努めるというふうに書いてあって、高校野球などで、合同の高校野球のチームを作っていますよね。そういうことを言っているのだらうなというふうには理解をしているのですが、これは要は中学校にもガイドラインは当てはまると。

(田中教育長)

元々中学校を中心に作ったガイドラインです。

(新家委員)

そうでしょう。中学校も僕は理解がないので教えて欲しいのですが、中学校でも合同の部活動を推進しようということと理解をしているのですが、それでよろしいかという話です。

(近岡教育次長兼保健体育課長)

まず、科学的なトレーニングについて、平成 25 年も示されておりますが、その後、各競技団体が主催をして専門家を呼んでの研修会であるとか。

(田中教育長)

講座みたいなものをしていました。講習会とか。

(近岡教育次長兼保健体育課長)

教育委員会でも部活動の指導者に対して、研修会、講習会をして、専門家からの新しい知識を得て、できるだけ自分たちが勉強して科学的なトレーニングができるようにと講習会を実施しております。

それから、合同部活動については、これは各学校で生徒が減って人数が少なくなってチーム競技ができないという学校もありますので、そんな場合は複数の学校が集まって一つのチームを作って、中学校はあまりないのですが、そういったことも考えて今後は進めてくださいということで記載してあります。

(西川委員)

能登地区は結構、中学でも野球とかでやっています。

2 校でチームを組んでやっているという状況なので、これは能登の方は結構目にします。

(新家委員)

例えばサッカーとか、団体競技は少子化になってきているので、なかなかチームが組めない状況に、高校でもそうですから、やはり中学校でもこれを具体的に進めていっているという、現状でも進めているということですか。

(西川委員)

やっているのですが、積極的ではなくて、やむを得ずという面が強い。

(新家委員)

ただこれは生徒のニーズですから、ニーズがあればどんどん、校長は応えていこうと、そういうことですよ。

さっきの科学的トレーニング、これは私の知識で言うと、指導者、理論だけではなくてそれに伴ってやはり器具などいろいろなものが多分必要になると思うので、ぜひ予算的に頑張ってください。

(横山委員)

このガイドライン、方針に対するということですし、お願い的なことでもあるのですが、熱心な先生方に向けて部活動をやりたい、やりたいという先生に向けての少し意識付けでもあると思うのですが、実は、子どもたちですよ。この子に負けたくない。ライバルに負けたくないというので、やはり自主的にやってしまう生徒もいるということで、例えば肩を壊したりする。そういった、先生の指導もそうですけれども、熱心な生徒への浸透も重ねてお願いできたらなと思います。

(近岡教育次長兼保健体育課長)

けがの防止とか、バーンアウトの防止とか、そういったことも含めて指導はしているかと思えますし、今後もしていきたいと思えます。

(金田委員)

ここで方針ができて、いわゆる現場の先生よりどころができて非常にいいと思います。ただ、今、この中でも私学の方とも連携を取ったのだというお話も受けているというのは、それも非常にいいことだと。県立だけとか市町の中学校だけというようなことであってはいけないと。

科学的トレーニングも出ましたけれど、もう一つ私もこういう仕事をしていて今思うことは、意外に医学的なことは分からないのです。今、話が出た肩を壊すとか、あるいは膝を壊すというようなことも含めて、できたら研修などでそういう医学的な見地からの話も聞ければ、監督あるいは部活動の責任者が、何で熱中症が起こるのかとか、なぜ肩が、あるいはなぜ投げ過ぎが問題になるのかとか。いろいろ強化するというのも大事な勉強だと思うけれど、もう一つはやはり先ほどから出ている成長期の子どもたちの体という観点から、医学的なそういうものの知識を、状況をやはり先生に知ってもらう。そういうものも含めて子供の成長を見ていく、部活動を見ていくというのは、私は大事ではないかなと思います。なぜ休養が必要かということの中にやはり人間の体というものを見ながら先生が指導できるような、そういう医学的な研修というか、そういう専門のドクターなりに教えてもらうというのも私は大事ではないかなと思います。私学、高校も、小中も私はそうだと思います。ぜひそういうもし機会があったら、そういうものを入れていただければと思います。

(田中教育長)

基本的にはやはり高体連、中体連できちんとそういう機会を、今もやっていますけれど、だいぶ進んできたようには思います。

それをさらに続けていくということだと思いますし、こういうものができて、意識も変わり、そういう機会もありということが生きてくるのかなと思うのです。

私立学校についてちょっと今ご発言がありましたけれど、確かにこれは私立学校にも参考にして取り組んでいただくのですけれども、強制的な指導力、指導権限がないということで、建学の精神もございますので、国のガイドラインも私立学校でもこれを参考にして取り組んでくださいというお話なので、県教委でちょっと指導もできない。総務課の方も建学の精神ということがあるので、ここは微妙なところなのです。ただ、働き方改革という意味では私立学校は私立学校で、公立学校と違いまして、これは労働基準法の適用される事業所になっておりますので、また別の面でも指導がなされていると思いますので、今働き方改革という形の中で、いろいろこういう取り組みの中で、私立学校の方にも少しずつまた浸透していくのかなとは思っております。

(西川委員)

感想というか思いなのですけれども、大変いいことだなと。そして休養日も、できるのかなと最初思いながらもだんだん定着しつつある。大変大事なことだと思います。

それで、直接関係ないのですけれど、これができたらぜひ小学校にも参考として出していただければありがたいなという思いがあるのです。どちらかという、小学校は社会体育の方に学校は直接携わっていないけれども、私は小学校の学童野球の事務局をした経験があるのですが、とにかく過熱するのが小学校から。私は大会の数を減らせ減らせと言いつつも、時の会長は「増やす。保護者の要望です」というような形でどんどん大会が増えていった経験をして、私はそこで辞めさせてもらったのです。そういう意味で正直言って学校も子どもがいわゆる社会体育へ行っているので関係がないということで、知らない、何をやっているのか分からないというような状況もちょっとあるのではないかなという気がするのです。

それで、ぜひせめて学校の先生方も中学校、高校の部活動は今こういう方針でやっているのだということ Understanding していただいて、小中高とつないでいけるようになってほしいなという思いがします。今は本当に分断しているのですよね。小学校のスポーツ、中学校の部活、高校の部活。中高は中身がちょっと似ていますが、特に小中交流と言いつつも、連携と言いつつも、あまり進んでいない。もっと深まってほしいなという思いがあるので、こういった機会なので、ぜひ小学校にもこういうふうな今方針があるのだということを、また県でも作るし、市町でも作ると、そして学校の校長も作ると、せめて中学校へ来る地区の小学校には、中学校の校長から、うちはこんな方針でやっていますのでということを知っておいていただければいいのではないかなという思いがします。

(田中教育長)

基本的に市町教委が設置者で基本的に作らないといけないものですから、当然所管の中に小学校も入っているわけですから、そこはまた市町に通知するときにもそういった点にも留意するよう、通知の中に盛り込んでいきたいと思っています。

(西川委員)

よろしくをお願いします。

(金田委員)

かなり校長は大変ですね。主語がみんな「校長は」になっています。

(近岡教育次長兼保健体育課長)

国のガイドラインにこう載っています。国のガイドラインをそのまま書いてあるのです。

(田中教育長)

これは県が作ったのではないのです。国が順番に作っていかせと、だから県が作らなかつたら設置者が作れない。設置者が作らないと学校長が作れないから早く作れという話なのです。

(金田委員)

やはり完全に部活動が指導要領の中にもう入り込んできたということですか。

(近岡教育次長兼保健体育課長)

そこまではないのですが、学校教育の一環としてというのは残っております。

(田中教育長)

この6ページに書いてあるこの地域との連携の、ここが今回の国の在り方の将来像なのですよね。いわゆる部活動とアスリートの育成は別のところでやろうという方向に持っていきたい。そのうちの今助走が始まったという方針がもうはっきり出ているので、少しずつ学校の教育活動の一環としてやる部活動と将来のオリンピック選手、あるいはアスリートの育成という意味での競技力の向上というのは、少し場所を変えて、別のところでやる方向に持っていこうという取っ掛かりを、今回方向性を示したというのが実態かなと。今、西川委員からもあったように時間がかかると思います。

逆に小学校のときに野球とかをばりばり、将来プロ野球を目指してやっていた子どもと親が、中学に行った途端に今度は学校単位になってしまう。だからその学校の部活動でもっとやってくれてという話になってしまう。その辺が少しずつ意識を変えていく必要があるのでしょうか。将来的に理想としてそこは二極化して分けてやるということになるには、まだまだ時間がかかっていくのかなとは思いますが。

(西川委員)

余談ですけども、野球はリトルリーグ、硬式野球部がもう地域でというか、もう県内でいくつかそれを作ってやっているという形です。ただ、うちの方が全員部活動制を敷いているのですよね。そうすると、学校でどこかの部に所属しなくてはならない。でもリトルリーグもやりたい。それで困っているというような、大きい学校だったらもう陸上部に入れて、リトルリーグに行きますから。

(田中教育長)

だから、そこが今変えなければいけない。学校側の意識も変えなくてははいけないですね。

(西川委員)

そうですね。

(田中教育長)

これはあくまでも任意参加が原則なので、強制的に全員部活動というのはいいいのかという話にも関わってくるので、それも少し時間がかかるのかなと。生徒指導上、部活動に所属してもらってきちんと人間力を鍛えていく、あるいは規律の問題とかいろいろな問題もあって、部活動は非常に学校にはありがたい活動なのですけれどね。それも基本的に今の位置付けは教育的な活動の一環ということで、あくまでも先生も任意、生徒も任意というのは基本の原則はあるのですけれど、それが何となく当たり前で強制になってきたということも今問題にされているわけで、その辺も少しずつ時間をかけて意識改革もしていかなければいけない段階かなということだと思います。

ただ、何十年そういう議論をしてきて、やっとスポーツ庁ができて、スポーツ庁がはっきりこういう方向を打ち出したというのは、今回画期的な方向性なのかなとは、先ほども言いましたけれど、現場がそれに応じて動くようになるには、少し時間がかかるのかなと。双方の意識ですね。教員の意識もあれば、保護者の意識もあれば、子どもたちの意識もあるということで、少し課題も出てくるのだらうと思いますので、その辺も見ながらまた取り組んでいく必要があるのかなと思っています。

(田中教育長)

採決を行う。

(各委員)

異議なし。

報告第1号 「能登のアマメハギ」を含む「来訪神：仮面・仮装の神々」のユネスコ無形文化遺産への登録について（田村文化財課長説明）

報告第1号『能登のアマメハギ』を含む『来訪神：仮面・仮装の神々』のユネスコ無形文化遺産への登録について」資料により、ご説明いたします。

15 ページをお開き願います。「能登のアマメハギ」を含む「来訪神：仮面・仮装の神々」につきましては、先月 11 月 29 日にインド洋のモーリシャスで開催されたユネスコ無形文化遺産保護条約第 13 回政府間委員会において、ユネスコ無形文化遺産への登録が決定したところでございます。

今回の登録によりまして、本県では、平成 21 年の「奥能登のあえのこと」、平成 28 年の「青柏祭の曳山行事」に続きまして、3 件目の登録となりました。

「来訪神」行事につきましては、次の 16 ページに全国の 10 件の国指定の重要無形民俗文化財で構成されている資料をお付けしております。

行事の概要につきましては、仮面・仮装の異形の姿をした者が「来訪神」として正月などに家々を訪れ、新たな年を迎えるに当たって、怠け者を戒め、あるいは人々に幸や福をもたらす行事でございます。この「来訪神」を構成する行事の一つであります「能登のアマメハギ」は、本県の輪島市と能登町で伝承され、アマメハギあるいはメンサマと称する神が人々を訪れ、家々をめぐり歩き、正月などの新春を祝福する行事でございます。

今回の登録は、脈々と受け継がれてきた能登の歴史・文化が、かけがえのない人類共通の財産として国際的に評価されたものと受け止めております。今回の登録を機に、保存会や地域の方々と市や町の行政が一体となって連携し、「能登のアマメハギ」の継承に取り組むとされているところでございますので、私ども県教委といたしましても、文化庁と連携しまして、地域のこういった取り組みについてしっかり後押ししてまいりたいというふうに考えています。以上でございます。

（田中教育長）

「あえのこと」も数年前に登録されまして、今回登録をされたということです。昨日もちよっと常任委員会で、余談になりますけれど、これを観光 PR に使えと言われたのですけれど、これはちよっと観光とは違うと思いますよと、正月に観光客が来て、一軒一軒回るのに一緒に見せて歩くというわけにはいかないの、ちよっとそういう扱いはできませんが、ただ、能登全体の魅力の一つ大きな遺産が加わったということで、能登にはこういう文化やら伝承が残っているという、本当にいい地域なのですよという意味で、これから能登をアピールする、いろいろな意味で、観光ではまたこれを一つ加えてこういう登録もされたということも踏まえて、しっかりとまたアピールしていきたいというようなお話をさせていただきました。

本当にまさに今回、登録された以上は地元の保存会と行政はこれを保存していく大きな責務を背負った宣言書を出しているわけです。守っていきますという。それがないと登録をされないの、まさに地元のそれぞれの保存会と、地元の市町関係者の皆さんが、まさに担い手の確保がこれは一番の問題なのですけれど、そこをこれからしっかりやっていかないといけないということで、まず今、地元が一生懸命これからやりますと言っていますので、それについてまたわれわれ県教委でもまた後押しをしていきたいと思っ

ています。

【質疑】

質疑なし。

報告第2号 国史跡等の追加指定について（田村文化財課長説明）

報告第2号「国史跡等の追加指定」につきまして、資料の17ページをお開き願います。

先月の11月16日に開催されました国の文化審議会におきまして、県内の3件の国指定文化財に追加指定をするよう文部科学大臣に答申がなされました。それぞれの文化財の概要について、ご説明申し上げます。

まず、「史跡 七尾城跡」でございます。七尾市の七尾城跡は能登国の守護職でありました能登畠山氏が戦国時代に築いた大規模な山城でございます。国の史跡に指定されております。今回は、登城道や城域の東の守りを固めたと推定されます曲輪といった、七尾城跡の実態や変遷を考える上で極めて重要な遺構部分について、今回追加指定されるものでございます。

県内の国指定史跡の件数でございますが、追加指定ということでございまして、26件のまま変更はございません。なお、七尾城跡につきましては、今後七尾市で行う調査成果を踏まえまして、今後も追加指定を順次進めていく予定でございます。

続きまして「名勝 上時国氏庭園」についてでございます。輪島市の上時国氏庭園は天保2年（1831）に竣工した上時国家住宅の庭園であり、国の名勝に指定されております。その周辺には、井戸や水路、ため池、門跡等が残され、背景には樹林が広がっているということで、これらは、能登の天領を経営した豪農の風格を感じさせる景観でございます。現在指定されている庭園と一体的なものとして評価され、今回、追加指定されたものでございます。

続きまして、「名勝 時国氏庭園」についてでございます。輪島市の時国氏庭園は寛永11年（1634）ごろに建てられました時国家住宅の庭園でございます。国の名勝に指定されております。この周辺には、水路、累代の墓地等が残され、背景にはこちらも樹林が広がっているということで、これらは、能登の加賀藩領を経営してございました豪農の風格を感じさせる景観ということで、現在指定されている庭園と一体的なものとして評価され、今回、指定に至ったものでございます。

県内の国指定名勝でございますけれども、こちらの方も追加指定ということで、9件のまま変更はございません。なお、この上時国氏庭園、時国氏庭園とも、今回の追加で、基本的には指定がほぼ完了することになりました。

18ページから19ページは七尾城跡、20ページから21ページには上時国氏庭園、22ページから23ページは時国氏庭園の資料を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

（田中教育長）

七尾城跡は、まだまだ七尾市が今調査をしておりますので、まだまだこれから追加もやっていきたいところですし、天領と加賀藩領ということで、上時国氏庭園と時国氏庭園と二つあるのですけれども、これは庭園だけではなくて、その背景も含めて、今回範囲が拡大されたということで、これはこれで一段落したと。

【質疑】

質疑なし。

(田中教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第 40 号 文化財の県指定に係る石川県文化財保護審議会への諮問について
田村文化財課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

- ・ 閉会宣言

田中教育長が閉会を告げる。